

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市安佐北区可部町今井田8-1

氏名 有限会社 三栄資材
代表取締役 新宅 貴之
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 7年 5月 29日

許可の有効期限 令和 12年 5月 28日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19.10.11	変更許可	R 2. 6.23	更新許可
H22. 7.16	更新許可	R 7. 5.27	変更許可
H27. 6.10	更新許可	R 7. 7. 1	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (破砕) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 (廃容器包装を含む。) 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (廃容器包装を除く。)(廃石膏ボードに限る。)(これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (圧縮) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) 以下余白</p>	<p>ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>